

生徒・保護者のみなさんへ

令和4年度（2022年度） 熊本県育英奨学生募集のお知らせ

熊本県では、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な方に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

申請を希望される方は、学校から募集のしおり等の関係書類を配布しますので、在籍する学校の奨学金担当者へご連絡をお願いします。（5月30日までに書類をもらいに来てください）
なお、熊本県育英資金（被災特例枠）の募集は令和2年度で終了しました。

- 育英資金は、貸与されるものであり、必ず返還が必要です。
- 返還金は、再び後輩の育英資金として活用されています。

1 対象者

次の①～④のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
- ② 勉学に意欲があると認められること。
- ③ 学資の支弁が困難であると認められること。
- ④ 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。

※詳細については、配布される募集のしおりをご覧ください。

2 貸与金額（月額）

各区分の金額のうち1つを選択していただきます。

区 分		金 額
国公立	自 宅	18,000円、13,000円、8,000円
	自宅外	23,000円、18,000円、13,000円
私 立	自 宅	30,000円、20,000円、10,000円
	自宅外	35,000円、25,000円、15,000円

3 提出期限・提出先

学校から配布される募集のしおりをよく読み、必要書類を期限までに在籍する学校へ提出してください。

提 出 期 限	2022年 6月 10日
提 出 先	文徳高等学校第一職員室 梶原
連 絡 先	096-354-8416 (代)

育英資金の貸与の条件は以下のとおりです
一つ一つの条件を確認し将来のしっかりした返還計画をイメージして申請をしてください

熊本県育英資金貸与基金条例

第7条 教育委員会は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)若しくは高等専門学校(以下「高校等」という。)、同条に規定する大学(以下「大学」という。)又は同法第124条に規定する専修学校の専門課程若しくは高等課程(教育委員会規則で定めるものに限る。以下「専門課程等」という。)に在学する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、育英資金の貸与を受ける者を選考のうえ決定する。

- (1) その者が属する世帯の生計を主として維持する者が、熊本県内に居住していること。
- (2) 勉学に意欲があると認められること。
- (3) 学資の支弁が困難であると認められること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構その他教育委員会規則で定める法人から現に学資の貸与を受けていない者であること。
- (5) 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。